

申告時に

必要なもの

- 1 平成18年中の所得があきらかにできるもの
- 2 雑損控除を受けるには罹災証明書、「災害等に関連するやむをえない支出」の領収書等
- 3 医療費控除を受けるには、医師等の領収書（領収書はあらかじめ医療を受けた人ごとに支払った合計金額を算出してください。）
- 4 社会保険料控除を受けるには支払証明書（国民年金保険料は支払証明書添付。また、確定申告を役場以外とする人は国民健康保険税、介護保険料の証明書は、各担当課で発行します。）
- 5 小規模企業共済掛金控除を受けるには支払証明書
- 6 生命保険料控除を受けるには生命保険料支払証明書
- 7 損害保険料控除を受けるには損害保険料支払証明書
- 8 寄付金控除を受けるには支払証明書
- 9 住宅借入金等特別控除を受けるには（1年目）
 - ・住民票
 - ・借入金の年末残高証明書
 - ・売買契約書、請負契約書、建築確認通知書の写し
 - ・家屋の登記簿謄本
 - ・借入金に含まれる敷地等の購入にかかる借入金の控除を受ける場合は、その敷地の登記簿謄本、売買契約書
- 10 申告書等（確定申告をする人で税務署から用紙が送付されている人は、その申告書や収支内訳書が必要です。それ以外の方については、申告会場にある用紙を使用します。）
- 11 印鑑（振替納税を利用される方は本人名義の預金通帳の届出印）
- 12 還付を受ける方で口座振替を希望される方は本人名義の預金通帳

お問い合わせ

・ 税務課住民税係

☎ (84) 1966 (直通)

・ 古河税務署

☎ (32) 4161

税源移譲について

「地方でできることは地方に」という方針のもとに進められている三位一体改革。その柱といえるのが、「税源移譲」です。平成12年4月に施行された「地方分権一括法」で、国と地方の関係が「上下・主従」から「対等・協力」に見直され、一定の事務が地方へ移譲されました。しかしその財源は国庫補助金・負担金や地方交付税交付金など国から配分される財源に依存していたことから、必ずしも自主性が高いといえませんでした。そこで、国税（所得税）の一部を地方税（個人住民税）へ移譲する（国の税収が減り、地方の税収が増える）ことにより、国庫補助金等に代わる地方公共団体の新たな財源とし、地方財政を自立させることを目的とするものです。

税率改正により、住民税と所得税の税率が下の表のように変わります。しかし税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

（定率減税の廃止による税負担は増えることになります）

改正前（所得税）		改正後（所得税）	
課税所得	税率	課税所得	税率
～ 330万円	10%	～ 195万円	5%
		195万円超 ～ 330万円	10%
330万円超 ～ 900万円	20%	330万円超 ～ 695万円	20%
		695万円超 ～ 900万円	23%
900万円 ～ 1,800万円	30%	900万円超 ～ 1,800万円	33%
1,800万円超	37%	1,800万円超	40%

* 平成19年1月分より改正

改正前（個人住民税）		改正後（個人住民税）	
課税所得	税率	課税所得	税率
～ 200万円	5%	一律	10%
200万円超 ～ 700万円	10%		
700万円超	13%		

* 平成19年6月分より改正

定率減税が廃止されます